

令和7年3月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和7年3月総会議事録

1 日 時 令和7年3月14日(金) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所3階会議室

3 付議事件 議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (6件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (5件)

第3号 農用地利用集積等促進計画の承認について

(利用権3件・農地中間管理事業に係る利用権16件)

報告事項

1 土地現況証明報告(非農地証明) (2件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)

(8件・農地中間管理事業に係る合意解約6件

・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更2件)

3 農業用施設設置届受理報告 (1件)

4 土地造成届出受理報告 (1件)

3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (7件)

4 その他

・次回総会 4月15日(火) 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 4月3日(木) 予定

4 出席委員(17名:議席順)

1番 岡藤 英雄 2番 村岡 清美 3番 岡島 史真

5番 大田 寛治 6番 河野 八千代 7番 中野 晴人

8番 山近 洋祐 9番 末永 恵子 10番 高林 司

11番 林 一志 13番 名和田 栄治 14番 林 弘幸

15番 大田 裕美 16番 木村 正雄 17番 大汐 光晴

18番 深水 一男(会長職務代理者)

19番 大野 耕作(会長)

5 欠席委員(2名)

4番 西村 志おり

12番 木村 友則

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書記	北村 実瑛

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和7年3月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案3件、報告事項5件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、2月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和7年3月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名でございます。本日の出席委員は17名、欠席委員は2名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

5番、大田寛治委員、6番、河野八千代委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年3月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は957㎡。ほか14筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、空き家バンクで家屋、山林と共に農地を取得することとした。譲渡人は、市外に転出し、高齢で農業後継者もない

ことから譲受人に譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から南南東へ約3.5kmに位置する農地です。

また3ページから8ページには、公図を添付しております。

また、本案件は、所有権移転の後、現在耕作している担い手は今後も耕作を継続し、それ以外の農地を譲受人が自ら耕作するものとなっております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、現在の耕作者及び自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当12番、木村委員が補足説明をされるところですが、本日は欠席をされておられますので、私、19番の大野が補足説明をいたします。

3月5日、木村友則委員、野中推進委員、事務局と私で現地を調査いたしました。

事務局の説明のとおり、場所は●●地区の中に散在しております。

田畑ともに、畦畔もよく管理されております。農地の荒廃が防止される観点から見て、大変喜ばしいことだと思われまます。

各委員さんの慎重審議の上、ご決定をいただきますようお願いをいたしまして、私からの説明を終わらせていただきます。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。2ページをご覧ください。
番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は2,666㎡。ほか3筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲の▲▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人からの申し出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、他県に居住しており管理できないため譲受人に譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び9ページをご覧ください。●●から西へ約1.1kmから1.7kmに位置する農地です。

また、10ページから11ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自らが経営される法人が耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当 12 番、木村委員が補足説明をされるのですが、本日は欠席されておられますので、私、19 番、大野が補足説明をいたします。

3 月 5 日、木村友則委員と山本推進委員、事務局と私で現地を確認してまいりました。

現地につきましては、位置図にお示ししていますが、国道▲号線沿いの●●を少し過ぎたところの左側、それからまた少し進んで右側の●●線沿いに位置しております。

ほ場の状況といたしましては、それぞれ麦が耕作されていたり、休耕であったりですが、よく管理をされておりました。

譲受人の●●さんがこれから耕作をされるということで、農地の荒廃が防止される観点から見て、大変喜ばしいことだと思われま

す。何も問題はないと思いますので、皆様のご審議を、よろしくお願

いいたします。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

1 8 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

1 8 番

18 番、深水です。

これは面積的なものですが、1 番の方でもちょっと確認をしたかったのですが、2 番の方は特にですね、譲受ける面積が、5,295 m²となっていますよね。それで、右側の欄、譲受人の経営状況で、譲受後が 1,912 m²と減っているんですが、譲受けた面積を含めて表示されるべきではないですかね。

1 番の方で質問すればよかったです、1 番も実際に譲受ける面積が、譲受後の面積と若干違うように思うので、その点を確認したいと思

議 長

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

はい、ご説明をいたします。

先ほどの 1 番でもそうなんです、譲受けた後、この 2 番に関して言えば、●●さんという個人に所有権が移転されるわけですが、その後、●●さんが経営される法人で利用権設定をされて、法人が営農されることとなりますので、●●さん個人として営農される面積というのは、表にお示ししてある面積となります。

単純に足し算にはならないということになります。

1 番に関しましても同様で、現在、耕作をされているのが株式会社●●、それから●●さんという担い手の方なのですが、譲受後も現在耕作されている農地に関しては引き続き耕作されるということで、譲受人個人の耕作面積としては表にお示した面積ということになります。

1 8 番

はい、分かりました。

議 長

他にどなたか、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号 3 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号 3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 2,599 m²。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、農地を買収される可能性があるため、新たに農地を取得して経営規模を維持したい。譲渡人は、譲受人の申し出を受けるとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 12 ページをご覧ください。●●から西南西へ約 2.1km に位置する農地です。

また、13 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明をいたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利

用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当15番、大田委員、補足説明をお願いいたします。

15番

15番、大田です。

3月5日、大野会長さん、宮本推進委員さん、事務局と私で現地調査を行いました。

事務局の説明のとおりで、何も問題はないと思います。

皆様の慎重審議を、よろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号4について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号4。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況とも

に田、面積は 3,159 m²。ほか 10 筆。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、経営規模の拡大を考えていたところ、譲渡人からの申し出があり購入することとした。譲渡人は、遠方に住んでおり、また高齢により耕作をしておらず、今後も耕作する予定がないため譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ、14 ページ及び 15 ページをご覧ください。●●の北西へ約 900m から 1.4km の範囲に位置する農地です。

また、16 ページから 20 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自らが経営する法人で耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当 14 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 4 番

14 番、担当の林です。

3 月 5 日、大野会長、山本推進委員、事務局と私で現地の確認をさせていただきました。

譲受人の●●さんは、以前にも何件かの案件で紹介をさせていただきましたが、安定した経営を行うため、耕作面積の拡大を行ってこられています。

今回も、当地区出身の●●さんから、遠方に住んでいるうえに、高齢で

今後も耕作する予定もないということで、●●さんに申出をされたそうです。

申請地は、譲受人の●●さんの自宅から近距離ということもあり、これに応じられました。

以上のことから、何も問題はないと思いますので、皆様のご審議を、よろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号5について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。3ページをご覧ください。

番号5。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,237㎡。ほか3筆。

譲受人は、●●▲▲番▲、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●町●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、退職を機に実家に帰郷して農地を耕作し、維持管理を続けていきたい。譲渡人は、相続により農地を取得したが、遠方に居住しており帰省する予定もないので譲受人に託すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び21ページをご覧ください。●●の南東、半径約180mの範囲に位置する農地です。

また、22ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利

用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自らが耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長 引き続き、当地区担当 5 番、大田委員、補足説明をお願いいたします。

5 番 5 番、当地区担当の大田です。

3 月 5 日、大野会長、濱村推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。

申請地は、3 年前まで耕作をされておりましたが、所有者の●●さんが病気になるられて、それ以降は草刈り等による保全管理をされておられました。

昨年、●●さんが亡くなられたことで、弟の●●さんが退職を機に実家に帰られて、農業をされるそうです。

何ら問題はないと思いますので、皆様のご審議を、よろしく願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号 6 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号 6。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,591 m²。ほか 6 筆。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、家屋、山林とともに農地を取得したい。譲渡人は、県外に居住しており、耕作できないので譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 23 ページをご覧ください。●●から南南東へ約 3.5km に位置する農地です。

また、24 ページから 27 ページには公図を添付しております。

また、本案件は、番号 1 と同様、所有権移転の後、現在耕作している担い手は今後も耕作を継続し、それ以外の農地を譲受人が自ら耕作するものとなっております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、現在の耕作者及び自らが経営する法人が耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当 12 番、木村委員が補足説明をされるところですが、本日は欠席されておられますので、私、19 番、大野が補足説明をいたします。

3 月 5 日、事務局、木村友則委員、野中推進委員と私で現地確認を行いました。

現地は、1 番の案件と同じ●●地区というところでございます。

こちらも1番と同様で、田も畦畔もよく管理をされておりました。
それから推進委員の方からも、熱心に耕作をされておられるので、異議はないという補足説明もございました。

1番の案件も同じですが、こうやって空地になったり、空き家になったりした所が変わりの方が入って維持管理をされるということで、集落の荒廃を防ぐことになるので、大変良いことだと思います。

簡単でございますけれども、私からの説明といたします。

皆様のご審議を、よろしく願いいたします。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。4ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和7年3月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,654㎡。

一体利用地と合わせた全体面積は、3,742.86㎡。

借受人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲号、●●株式会社、代表取締役●●さん。

貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、賃借権の設定です。

転用の目的は、店舗敷地拡張、駐車場及び部品置場です。

理由としまして、借受人は、隣接する店舗の改装計画に伴い手狭になり、駐車スペース等の用地拡幅が必要であるため。貸付人は、譲受人の要望に応じて賃貸借に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 28 ページをご覧ください。●●から南へ約 200m に位置する農地です。

また、29 ページには公図、30 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、左上、ウの都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められていること、と記載がございます。

申請地は、都市計画法が規定する用途区域の準住居地域に指定されているため、農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当し、第 3 種農地となります。原則として、転用は許可されます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額借入金での対応ということで、資金を提供するグループ会社の株主総会における事業報告書、財務諸表の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和 7 年 5 月までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により溜枘等を介して農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 8 番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

8 番

8 番、山近です。

3 月 5 日、大野会長さん、村田推進委員さんと事務局で、現地確認が行われましたが、私はこの日は都合が悪く、3 月 1 日に現地調査を行いました。

場所は、●●交差点のところの●●の裏側にある田んぼです。

事務局からの説明があった通りで、何も問題はないと思います。

皆様のご審議を、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は許可することに決定をいたします。
続きまして、番号2について事務局の説明を、お願ひいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。
番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は138㎡。ほか3筆。

一体利用地と合わせた全体面積は、3,459㎡。

借受人は、●●市●●▲番▲号、株式会社●●、代表取締役●●さん。

貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、賃借権の設定です。

転用の目的は、事業用地敷地拡張、事務所兼資材置場です。

理由としまして、借受人は、事業拡大に伴い、隣接する事業所兼資材置場が手狭になったため、敷地拡張をしたい。貸付人は、夫が死亡し耕作継続が困難となり、他に委託先も見つからないことから譲受人の申し出を受けることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び31ページをご覧ください。●●から南南西へ約900mに位置する農地です。

また、32ページから33ページには公図、34ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、左上、ウをご覧ください。

申請地は、都市計画法が規定する用途区域の準住居地域に指定されているため、農地法施行規則第44条第3号の規定に該当し、第3種農地となります。原則として、転用は許可されます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1箇年後までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長 引き続き、当地区担当8番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

8 番 8番、山近です。

3月5日、大野会長さん、村田推進委員さんと事務局で、現地確認が行われましたが、私はこの日は都合が悪く、3月1日に現地調査を行いました。

場所は、●●横の●●の裏側にある第3種農地の畑です。

事務局からの説明のとおりで、何も問題はないと思います。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(意見、質問なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって、本件は許可することに決定をいたします。

事務局長
補佐

続きまして、番号3について事務局の説明を、お願いいたします。

それでは、説明をいたします。5ページをご覧ください。
番号3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は277㎡。ほか1筆。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、作業所兼駐車場です。

理由としまして、譲受人は、事業拡大のため作業場及び駐車場が必要になったため。譲渡人は、譲受人の要望に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び35ページをご覧ください。●●から西南西へ約1.2kmに位置する農地です。

また、36ページには公図、37ページから39ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」4ページ、中段をご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、(1) おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。原則として転用は許可できませんが、本件は右列の許可方針、(3) のエ「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、農地法施行規則第33条第4号が適用され、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、自己資金及び借入金での対応ということで、預金通帳の写し及び融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から2箇年後までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝に放流し、汚水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 10 番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10 番」

10 番、担当の高林です。

3 月 5 日、会長、事務局、推進委員の萩原さんと私で現地に行き、確認をしました。

譲渡人の●●さんは、長年にわたり耕作をされていましたが、隣接している宅地の●●さんから、増築したいので譲ってほしいという要望があり、これに応じることにされたそうです。

何も問題はないと思いますので、皆様方のご審議を、よろしく願い申し上げます。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、番号 4 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号 4。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 846 m²。

借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

貸付人は、●●市●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、賃借権の設定です。

転用の目的は、野営場です。

理由としまして、借受人は、申請地は自然環境に恵まれておりアウトドアアクティビティ実施地、野営場としての活用を推進したいため。貸付人は、

耕作の予定がないため貸し付けることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 40 ページをご覧ください。●●から南南東へ約 4 km に位置する農地です。

また、41 ページには公図、42 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、中段、(3) 農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、第 2 種農地となります。

転用に関しましては、申請に係る農地等に代えて他の土地を提供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 箇年後までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、地下浸透及び自然流下により河川に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 11 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 1 番

11 番、林です。

3 月 5 日、大野会長、事務局の方、推進委員の塩瀬さんと私で、現地を確認してまいりました。

ここは、位置図の 40 ページにあるとおり、●●から少し入ったところで、農地としての活用はされていなかったのですが、今回この計画がたったということで、草も刈られてきれいにされていましたので、何も問題はないと思っております。

皆様のご審議を、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は許可することに決定をいたします。
続きまして、番号5について事務局の説明を、お願ひいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。6ページをご覧ください。
番号5。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は140㎡。

一体利用地と合わせた全体面積は490.88㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●株式会社、代表取締役●●さん。

譲渡人は、●●市大字●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、宅地造成です。

理由としまして、譲受人は、●●地区において住宅用地の問い合わせが多く、需要が見込まれるため宅地造成をすることとした。譲渡人は、遠隔地に居住しており、管理が難しく他に農作業の受託先も見つからないことから、売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び43ページをご覧ください。●●から南南西へ約530mに位置する農地です。

また、44ページには公図、45ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、左上、ウをご覧ください。申請地は都市計画法が規定する用途区域の第2種低層住居専用地域に指定されているため、農地法施行規則第44条第3号の規定に該当し、第3種農地となりますので原則として転用は許可されます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1箇年後までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、溜枡を介し道路側溝に放流し、汚水については、公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長 引き続き、当地区担当8番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

8 番 8番、山近です。

3月5日、大野会長さん、村田推進委員さんと事務局で、現地確認が行われましたが、私はこの日は都合が悪く、3月1日に現地調査を行いました。

場所は、●●のはす向かいに位置した畑で、周りは住宅で囲まれています。

第3種農地で、事務局の説明のとおり何も問題はないと思われまますので、皆様のご審議を、よろしく願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

事務局長
補佐

よって、本件は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

それでは、説明をいたします。7 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。

令和 7 年 3 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 7 年 3 月 28 日の公告となります。

従来からの利用権設定と、中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、油谷地区のみで、2 件 2 筆の 4,691 m²。

使用貸借が、長門地区のみで、1 件 1 筆の 1,175 m²。

合算しますと、3 件 3 筆の 5,866 m²となります。

詳細につきましては、8 ページから 9 ページをご覧ください。

次に、10 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1 件 2 筆の 21,030 m²。長門地区が、3 件 11 筆の 20,451 m²。日置地区が、5 件 11 筆の 20,245 m²。油谷地区が、4 件 11 筆の 18,918 m²。

計が、13 件 35 筆の 80,644 m²。

使用貸借が、三隅地区のみで、3 件 6 筆の 8,632 m²となります。

合算しますと、三隅地区が、4 件 8 筆 29,662 m²。長門地区が、3 件 11 筆の 20,451 m²。日置地区が、5 件 11 筆の 20,245 m²。油谷地区が、4 件 11 筆の 18,918 m²。

総計で、16 件 41 筆の 89,276 m²となります。

詳細につきましては、11 ページから 13 ページをご覧ください。

改正前基盤強化促進法第 18 条第 3 項及び中間管理事業法第 18 条第 5 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

（補足説明、意見、質問なし）

議 長 　　質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議 長 　　挙手多数であります。
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。
議案につきましては、以上となります。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 　　それでは、説明に入ります。14 ページをご覧くださいと思います。
報告事項1、土地現況証明報告でございます。
番号1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は田、面積は 848 m²。ほか3筆。
申請者は、●●市●●▲▲番地▲、●●さん。
令和7年3月5日に大野会長、大田委員、濱村推進委員、事務局とで現地を確認いたしました。
現地は原野化及び雑種地化しており、農地として再生することは困難なことから、同日付けで原野及び雑種地として証明をしております。
ほか1件の、現況証明をしております。
報告事項1につきましては、以上でございます。

議 長 　　ただ今、事務局より報告事項1についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 　　続きまして、報告事項2の説明を、お願いいたします。

事務局長 　　それでは、説明をいたします。15 ページと 16 ページをご覧ください

と思います。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの。
通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は 1,175 m²。

令和 7 年 2 月 17 日に、合意解約をしております。

ほか 7 件の合意解約となります。

続きまして、17 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は 956 m²。

令和 7 年 1 月 27 日に、合意解約をしております。

ほか 5 件の合意解約となります。

続きまして、18 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約による、耕作者変更でございます。

番号 1。

通知者ですが、旧転借人は、●●▲▲番地、●●さん。

新転借人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 1,807 m²。

ほか 1 筆。

契約期間は、令和 7 年 6 月 27 日から令和 16 年 11 月 30 日となっております。

ほか 1 件の、耕作者変更となります。

報告事項 2 につきましては、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 2 についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 3 の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。19 ページをご覧ください。

報告事項 3、農業用施設設置届受理報告についてでございます。
番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は田、登記面積は
883 m²。ほか 1 筆。

合計面積 3,304 m²のうち、行為をする面積は 61.5 m²。

届出人は、●●▲▲番地、●●地域資源保全会、●●支部、代表●●さ
ん。

届出の内容は、農作業用道路拡幅となっております。

令和 7 年 2 月 14 日に受理をしております。

報告事項 3 につきましては、以上でございます。

議 長 　　ただ今、事務局より報告事項 3 についての説明がございましたが、よろ
しいでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 　　続きまして、報告事項 4 の説明を、お願いいたします。

事務局長 　　それでは、説明をいたします。20 ページをご覧くださいと思います。
報告事項 4、土地造成届出受理報告についてでございます。
番号 1。

内容としましては、栗を栽培するために盛土をして、排水性を改善する
ためとなっております。

令和 7 年 2 月 14 日に受理をしております。

報告事項 4 については、以上でございます。

議 長 　　ただ今、事務局より報告事項 4 についての説明がございましたが、よろ
しいでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 　　続きまして、報告事項 5 の説明をお願いいたします。

事務局長 　　それでは、説明をいたします。21 ページから 22 ページをご覧ください。
報告事項 5、公共事業の施行に伴う農地の転用についてです。
番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は田、登記面積は
898 m²。ほか 1 筆。

合計面積 8,144 m²のうち、一時転用面積 5,944.44 m²。

内容としましては、一般国道▲▲号線、●●道路工事施工に伴う工事用道路として一時転用するものでございます。

令和7年3月5日に、届出を受理しております。

ほか6件、公共事業の施行に伴う農地の転用に関する届出を受理しております。

報告事項5につきましては、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項5についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

報告事項は、以上となります。

続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

それでは、事務連絡をいたします。

次回の農業委員会定例総会ですが、令和7年4月15日、火曜日、9時30分から、長門市役所本庁4階会議室で開催をいたします。

なお、現地調査につきましては、4月3日、木曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等を連絡いたしますので、ご立会のほど、よろしくをお願いいたします。

そして、4月に入りまして、農地利用最適化推進地区別会議を開催させていただきたいと思っております。

まずは、三隅、長門地区ですが、4月22日、火曜日、午前が三隅地区、午後が長門地区での開催を予定しております。

それから、4月24日、木曜日、午前に油谷地区、午後に日置地区での開催をしたいと考えております。

4月の初めには、ご案内を送らせていただきますので、ご参集をよろしくをお願いいたします。

最後に、先月から繰り返しになりますが、農地利用最適化活動日誌の提出のお願いでございます。

今年度分は、3月19日、水曜日までに事務局に到着したもので一旦締め切らせていただきます。締め切った後の活動日誌につきましても、4月15日、火曜日までに、農業委員会事務局に到達するよう、ご提出をよろしくをお願いいたします。

事務連絡は、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前 10 時 48 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和7年3月14日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 大 田 寛 治

議事録署名委員 河 野 八 千 代